

新型コロナウイルス感染症患者の入院原則の堅持等を求める緊急要請

立憲民主党 新型コロナウイルス対策本部
会派 厚生労働部会

全国での新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が連日1万人を超えるなど、これまでにない感染急拡大が生じています。そのような中、政府は、重症患者や重症化リスクの特に高い方以外は自宅での療養を基本とする方針を打ち出し、従来は入院治療を受けられたはずの人も自宅での療養を余儀なくされることとなりました。医療を必要とする患者を放棄するような無責任な対応と言わざるを得ません。

立憲民主党は、これまで新型コロナウイルス対策を「zero コロナ」戦略に転換することや、zero コロナ状態（東京では週平均で1日あたり50人未満）が実現・維持されない状況での五輪の延期または中止などを求めてきましたが、政府は一切応じませんでした。その結果として、現下の感染急拡大及びこれまでにない医療ひっ迫を招いたことについて、政府に対して猛省を求めます。「助かる命が助からなくなる」という最悪の事態を避けるための対策と、感染が全国的に急拡大し、様々な事業・雇用に多大な影響が生じているため、生活崩壊を防ぐための支援が急務となっています。

よって、以下の措置を早急に講ずるよう強く要請致します。

要請事項

【1. 新型コロナウイルス感染症中等症患者の入院原則の堅持を求める】

- ① 新型コロナウイルス感染症の中等症患者については、従来通り「入院して加療を行う」という原則を堅持して下さい。また、必要とする患者が確実に入院できるよう、医療体制が特にひっ迫している地域には全国から医療従事者のマンパワーを結集し、患者を受け入れる臨時の仮施設の設置など体制を整備して下さい。入院ができない場合でも、宿泊療養施設に入れるよう体制を整備して下さい。
- ② 国会を直ちに開き、立憲民主党等がすでに提出している「国民の命を守るための検査拡充・病床確保・医療従事者等支援3法案」を速やかに可決・成立させ、都道府県を超えた患者の受け入れや医療従事者の派遣のための体制等を法的に整備して下さい。
- ③ 上記②の法的整備までの間は、首相をトップとする病床確保等本部を官邸に設置し、国と都道府県の協議の下、都道府県を越えて患者を受け入れる体制や医療関係者を融通し合う体制、在宅診療をフォローアップし保健所が対応できない自宅療養者等をケアする体制を確立して下さい。

【2. やむを得ず患者が自宅で療養する際の対策】

- ① 様々な手を尽くしても感染急拡大により、やむを得ず患者が自宅療養する場合には、少なくとも在宅で持続的な酸素投与ができる体制を整備するとともに、感染防護品を確実に供給して下さい。
- ② 自宅等で療養している患者が診療を受けられずに放置されることがないように、担当する医師を明確化し、確実に訪問診療を受けられる体制を作して下さい。その際、医師確保のため、往診・訪問診療等の報酬をさらに引き上げて下さい。訪問診療ができない場合は、少なくとも一日三回、朝昼晩のオンライン診療を可能にして下さい。
- ③ 上記②について、自宅等で待機している患者の容体が悪化した場合に迅速に対応し、確実に入院することができるよう、体制整備して下さい。

【3. 現下の感染急拡大状況において至急対策を求める事項】

- ① 抗体カクテル療法が必要な場合は、宿泊療養施設や医療機関の外来などでも確実に安全に受けられるよう供給量を確保し、速やかに体制を整備して下さい。
- ② イベルメクチンなど、薬機法上の承認は受けていないものの新型コロナウイルス感染症の治療薬に転用が可能な既存薬を、自宅療養者が使用しやすい環境を早急に整備して下さい。
- ③ ワクチンについて、自治体による円滑な接種が大都市部・地方部を問わず可能となるよう、9月以降の各クールの具体的な供給スケジュールや配分量等を速やかに確定日付で提示した上で、希望する量を確実に供給して下さい。
- ④ 長期にわたって新型コロナウイルス患者に対応し、今後も継続して激務が予想される医療従事者等への慰労金（一人当たり最大40万円（昨年7月～今年1月、今年2月～9月の両方の期間で新型コロナの患者に対応した場合））を速やかに再支給して下さい。
- ⑤ 自民党の下村博文政調会長は、生活困窮者を対象とした特別定額給付金の支給を今秋に控える次期衆議院選挙の公約に必要なだと発言していますが、あまりに遅すぎます。生活困窮者約2,700万人を対象に、1人につき10万円の特別給付金を速やかに支給して下さい。
- ⑥ 自民党の世耕参院幹事長は、2021年度補正予算に低所得の子育て世帯への給付金再支給が必要と発言していますが、あまりに遅すぎます。8～9月中には、ふたり親家庭も含む低所得の子育て家庭に対して、児童一人あたり5万円の特別給付金を再支給して下さい。
- ⑦ 必要な人が検査を受けられるよう体制を整備するとともに、保健所体制の抜本強化を行ってください。

以上